

理事会運営規則

第 1 条

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人 DV 対策センター（以下「この法人」という。）の定款第 6 章に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第 2 条

(役員及び会計監査人の選任)

理事及び監事並びに会計監査人は、理事会の決議によって選任する。

2 理事長及び、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

第 3 条

(権能)

理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定又は解職
- (4) 規則の制定、変更又は廃止
- (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (6) 法人の財産の管理及び運用及び処分
- (7) 重要な財産の処分及び譲受
- (8) 重要な使用人の選任及び解任
- (9) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (10) 理事の職務執行のコンプライアンスを確保するため等の体制の整備、
- (11) 事業報告（附属明細書含む）、貸借対照表（附属明細書含む）、損益計算書（正味財産増減計算書）（附属明細書含む）の決定・変更
- (12) 会計監査人に対する報酬等
- (13) 次に掲げる理事の取引の承認

- ア. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- イ. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- ウ. この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (14) 理事又は監事の賠償責任
- (15) 情報公開に関する事
- (16) 総会の招集
- (17) 総会に付議すべき事項
- (18) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (19) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第4条（開催）通常理事会は、毎事業年度に3か月に1回、開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 理事長以外の理事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から、法令上に定める範囲で、必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき
- (5) 監事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

第5条（招集）理事会は、理事長が招集する。ただし、監事が招集する場合を除く。その際に決議事項を明らかにして招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第6条（招集手続）理事会を招集するときは、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第7条（決議） 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条（特別の利害関係を有する場合の決議からの除外） 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第9条（議事録） 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつて

は、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和5年4月24日から施行する。